

特定非営利活動法人あおぞらスポーツ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あおぞらスポーツという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいをお持ちの方に対して、運動支援サービスを提供する事業を行い、障がいをお持ちの方も、それを支える方もすべての人たちがより充実した生涯を送れる豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障がいをお持ちの方への運動支援サービスの提供の事業
 - ② 障がいをお持ちの方へのスポーツイベントへの同伴参加の事業
 - ③ 障がいをお持ちの方が他者と交流できる第三の居場所作り事業
 - ④ 障がいをお持ちの方がより身体が動かしやすくなるためのフォローアップ講座の開催の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ1人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人クックルー・ステップに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
但し、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

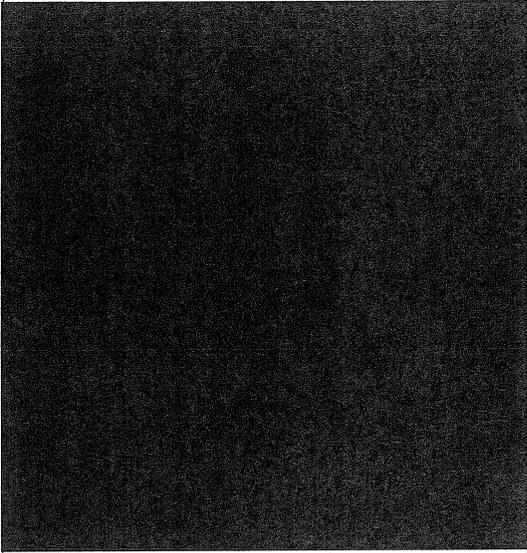
- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井上美波
理事	古賀正剛
同	松下直美
同	山口史子
監事	古城良
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	正会員 (個人)	1, 000 円	賛助会員(個人)	1, 000 円
	(団体)	3, 000 円	賛助会員(団体)	1 口 3, 000 円 (1 口以上)
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所所在地は、福岡市城南区梅林 3 丁目 25 番 34-3 号に置く。

役員名簿

(特定非営利活動法人あおぞらスポーツ)

役職名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	イノウエ ミナ 井上 美波		無
理事	コガ セイゴウ 古賀 正剛		無
理事	マツシタ ナオミ 松下 直美		無
理事	ヤマグチ フミコ 山口 史子		無
監事	コジョウ マコト 古城 良		無

設立趣旨書

1 趣旨

障がいをお持ちの方が学校卒業とともに、運動をする機会が激減し、肥満や体力低下を招き心のわだかまりの発散ができずに、心身の状態が悪化することがよく見られます。

運動が苦手、集団スポーツに参加するのが苦手、保護者の助けがないと一人では出かけることが困難、余暇の過ごし方が分からず食べてばかり、スマホやゲームばかりしてしまう、というような方々に、専門的な運動指導ではなく、一緒に運動することを通して心身の健康をサポートする活動を進めてきました。

看護師、健康運動指導士、初級パラスポーツ指導者といった資格を持ち、障がいをお持ちの方々と向き合ってきましたが、個人の努力や善意に頼るボランティア活動だけでは多くの支援を待ち望んでおられる方々に十分な手が届かず歯がゆい思いをする日々でした。

法人格を得ることにより、社会的信頼を得、持続可能なより広範な活動を展開する必要があると感じています。

障がいのために就労にも困難があって十分なお給料を得られない方たちにも一緒に運動する機会を提供するためには、営利活動ではなく、非営利活動として、より安い参加費用で、運動支援が受けられる制度を組み立てたいと考えています。

NPO 法人に対する助成金の募集に応募して活動を展開し、成果を発信する機会を多く作り出すことによって、運動支援がいかに障がい者支援の根幹をなすものであるかを広く認識していただき、障害者総合支援法に基づく制度の中に運動支援が取り込まれるように、活動してゆきたいと考えます。

2 申請に至るまでの経過

2022年6月～運動支援ボランティア開始

2023年4月～運動モニター（運動支援を利用してみたい方）10名募集しボランティア実施（1人あたり月2～4回）

障がい者生活介護事業所にて運動レクレーション、体力作りを担当。

2023年12月～あおぞらスポーツ内レクレーションとしてボウリング大会を年2回、ダンスワークショップ年2回、それぞれ講師を招いて実施

2024年5月～運動支援を有料化 自費サービスとする。公園、区体育館、福祉施設（体育館）、レンタルスペースなどを利用し、現在16名に運動支援を実施している。障がい者スポーツ大会にチームや個人で参加している。

令和8年 3月 6日

特定非営利活動法人あおぞらスポーツ

設立代表者 住所又は居所

氏名 井上 美波

2026年度事業計画書

成立の日から 2027年 3月 31日まで

特定非営利活動法人あおぞらスポーツ

1 事業実施の方針

障害があっても明るく前向きに生きてゆくためにスポーツをしましょう。私たちは運動のはじめの一步から一緒に行ってそれぞれに合った種目をみつけ、それぞれにあったやり方で運動をしてゆきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業 内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の予算額 (千円)
障がいをお持ちの方 への運動支援サー ビスの提供 定款5条①	個別運動 支援サー ビス	毎月 16日 程度	福岡市及 び近郊	1人	福岡市及び近郊にお住 まいの方 延べ150人	280
	集団運動 支援サー ビス	毎月3 回	福岡市及 び近郊(障 がい者通 所事業所)	1人	福岡市及び近郊にお住 まいの方 延べ120人	100
障がいをお持ちの方 のスポーツイベント への同伴参加 定 款5条②	スポーツ イベント への参加	年間 4～6 回	福岡市及 び福岡県 内	1人	福岡市及び近郊にお住 まいの方 延べ40人	100
障がいをお持ちの方 が他者と交流できる 第三の居場所作り事 業 定款5条③	ストレッチ運動や 筋トレをしつつ交 流するカ フェ	週に2 日開 催	福岡市西 区	3人	福岡市及び近郊にお住 まいの方 延べ240人	800
障がいをお持ちの方 がより身体が動かし やすくなるためのフ ォローアップ講座 定款5条④	フォロー アップ講 座の開催	年間 3～4 回	福岡市及 び近郊	3人	福岡市及び近郊にお住 まいの方 延べ30人	300

2027 年度事業計画書

2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人あおぞらスポーツ

1 事業実施の方針

障害があっても明るく前向きに生きてゆくためにスポーツをしましょう。私たちは運動のはじめの一步から一緒に行ってそれぞれに合った種目をみつけ、それぞれにあったやり方で運動をしてゆきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業 内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の予算額 (千円)
障がいをお持ちの方 への運動支援サー ビスの提供 定款 5 条①	個別運動 支援サー ビス	毎月 16 日 程度	福岡市及 び近郊	1 人	福岡市及び近郊にお住 まいの方 延べ 200 人	380
	集団運動 支援サー ビス	毎月 3 回	福岡市及 び近郊(障 がい者通 所事業所)	1 人	福岡市及び近郊にお住 まいの方 延べ 220 人	130
障がいをお持ちの方 のスポーツイベント への同伴参加 定 款 5 条②	スポーツ イベント への参加	年間 4～6 回	福岡市及 び福岡県 内	2 人	福岡市及び近郊にお住 まいの方 延べ 70 人	140
障がいをお持ちの方 が他者と交流できる 第三の居場所作り事 業 定款 5 条③	ストレッチ運動や 筋トレをしつつ交 流するカ フェ	週に 2 日 開 催	福岡市西 区	3 人	福岡市及び近郊にお住 まいの方 延べ 360 人	950
障がいをお持ちの方 がより身体が動かし やすくなるためのフ ォローアップ講座 定款 5 条④	フォロー アップ講 座の開催	年間 3～4 回	福岡市及 び近郊	3 人	福岡市及び近郊にお住 まいの方 延べ 60 人	600

2026年度 活動予算書

成立の日から 2027年 3月 31 日まで

特定非営利活動法人あおぞらスポーツ

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	50,000	100,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	300,000	300,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	600,000	
受取補助金	140,000	740,000
4 事業収益		
定款5条の①の参加費負担	220,000	
定款5条の②の参加費負担	120,000	
定款5条の③の参加費負担	700,000	
定款5条の④の参加費負担	200,000	1,240,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		2,380,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
通勤費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	0	
諸謝金	300,000	
印刷製本費	30,000	
会議費	30,000	
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	160,000	
消耗品費	40,000	
地代家賃	720,000	
その他経費計	1,580,000	
事業費計		1,580,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	800,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
人件費計	800,000	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
印刷製本費	0	
消耗品費	0	
通信運搬費	0	
賃借料	0	
修繕費	0	
減価償却費	0	
雑費	0	
その他経費計	0	
管理費計		800,000
経常費用計		2,380,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)		0
次期繰越正味財産額		0

2027年度 活動予算書

2027 4月 1日から 2028年 3月 31日まで

特定非営利活動法人あおぞらスポーツ

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	110,000		
賛助会員受取会費	110,000	220,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	300,000	300,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	770,000		
受取補助金	330,000	1,100,000	
4 事業収益			
定款5条の①の参加費負担	320,000		
定款5条の②の参加費負担	200,000		
定款5条の③の参加費負担	1,000,000		
定款5条の④の参加費負担	320,000	1,840,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			3,460,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
通勤費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	0		
諸謝金	380,000		
印刷製本費	30,000		
会議費	30,000		
旅費交通費	450,000		
通信運搬費	300,000		
消耗品費	50,000		
地代家賃	960,000		
その他経費計	2,200,000		
事業費計		2,200,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	1,200,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
人件費計	1,200,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	0		
印刷製本費	10,000		
消耗品費	0		
通信運搬費	10,000		
賃借料	0		
修繕費	0		
減価償却費	0		
雑費	20,000		
その他経費計	60,000		
管理費計		1,260,000	
経常費用計			3,460,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			0

前期繰越正味財産額（設立時正味財産額）			0
次期繰越正味財産額			0